

## 敬老会事業実施に関する委託契約書

柏崎市（以下「委託者」という。）と実施者（以下「受託者」という。）は、令和6年度（2024年度）地区敬老会事業の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、地区敬老会事業の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 敬老会事業の実施方法については、お祝いの会を開催する方法又は会を開催せずにお祝いの品を配付する方法を委託内容とし、受託者は適切な方法により敬老会事業を実施しなければならない。

2 受託者は、敬老会事業でお祝いの会を開催した場合、特別な事情がない限り欠席者に対して、お祝いの品を配付するものとする。

（委託の期間）

第3条 敬老会事業実施の委託期間は、契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（実績報告等）

第4条 受託者は、敬老会事業を実施したときは、速やかに別に定める事業実績報告書を委託者に提出しなければならない。

（委託料）

第5条 敬老会事業の委託料は、対象者1人につき上限額1,000円（1,000円に満たないときはその額とする。）に敬老会事業参加人数及びお祝い品等を配付した人数を乗じた額とする。

2 委託料の対象者は、昭和25年（1950年）4月1日までに生まれた方、かつ敬老会事業実施日現在、地区内に住所を有する方又は地区内にお住まいの東日本大震災避難者の方とする。

3 受託者は、委託料を委託者の指定する方法により委託者に請求するものとする。

4 委託者は、前項に定めるところにより適正な請求を受けたときは、委託者は内容を審査の上、30日以内に受託者に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除とする。

（基本的事項）

第7条 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第8条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の制限）

第9条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者が故意又は過失により個人情報等を漏えいしたときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(2) 受託者が次のいずれかに該当したことが判明したとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時、契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除された場合においては、委託者の受けた損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、柏崎市財務規則により、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

上記のとおり、契約を締結したことを証するため本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年(2024年) 月 日

委託者 柏崎市日石町2番1号  
柏崎市  
柏崎市長 櫻井雅浩

受託者 郵便番号  
住所  
実施団体名  
代表者

印